

兵庫県公報

令和7年3月4日 火曜日 第596号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 令和7年度前期技能検定の実施（能力開発課）	1
○ 令和7年度随時実施の2級、3級及び基礎級技能検定の実施（同）	5
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（農地整備課）	7
○ 国土調査の成果の認証（同）	7
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（治山課）	9
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	9
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	10
○ 阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）下水道事業の変更認可（下水道課）	10
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（都市計画課）	11
○ 兵庫県土地利用基本計画の変更（同）	11
○ 道路の位置指定（但馬県民局）	11
公 告	
○ 寄附者の顕彰（秘書課）	12
○ 特約業者の指定の取消し（税務課）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 落札者等の公示（川西子ども家庭センター）	13
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	13
○ 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課）	14
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	16
○ 同 上（同）	16
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	16

告 示

兵庫県告示第125号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和7年度前期技能検定を次のとおり実施する。

令和7年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 試験日程及び実施職種

(1) 学科試験

別表のとおり行う。

(2) 実技試験

別表の検定職種について、令和7年6月10日（火）から同年9月9日（火）までの間において、兵庫県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が別途指定する日に行う。

2 試験場所

協会から受検者に対して別途通知する。

3 受検資格

職業能力開発促進法第45条に規定する者であること。

4 受検手続

(1) 提出書類

ア 受検申請書

受検申請書は、兵庫県産業労働部能力開発課、神戸県民センター県民課、阪神南県民センター県民課、阪神北県民局地域振興課、東播磨県民局地域振興課、北播磨県民局地域振興課、中播磨県民センター県民課、西播磨県民局地域振興課、但馬県民局地域振興課、丹波県民局地域共創課及び淡路県民局交流渦潮課並びに協会において配布する。

イ 申請者が本人であることを確認できる書類の写し

ウ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第65条の規定により学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 受付期間

令和7年4月7日（月）から同月18日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）。
郵送による提出とし、令和7年4月18日（金）消印分まで有効とする。

(3) 提出先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番30号（兵庫勤労福祉センター1階）
協会

(4) 手数料

ア 別表の受検手数料の欄に掲げる額を協会が指定する方法により納付すること。

なお、受検申請受付後は原則、返還しない。

イ 学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

令和7年10月1日（水）に兵庫県及び協会のホームページにて合格者の受検番号を公表することにより行う。ただし、金属熱処理を除く3級職種に関しては、同年8月29日（金）に行う。

なお、電話による可否の回答は行わない。

(2) 合格通知

技能検定合格者、学科試験又は実技試験の一方のみ合格した者には協会から、令和7年10月1日（水）付けの書面で通知する。ただし、金属熱処理を除く3級職種に関しては、同年8月29日（金）付けの書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、2級及び3級の技能検定合格者には兵庫県知事名の合格証書を交付する。

このほか、厚生労働大臣から、合格した等級の技能士章が交付される。

6 受検についての問合せ先

(1) 兵庫県産業労働部能力開発課

電話 (078) 362-3369

(2) 協会

電話 (078) 371-2091

別表

1 1級及び2級

検定職種	作業	学科試験日	受検手数料（円）	
			実技試験	学科試験
造園	造園工事	令和7年8月24日（日）	18,200	3,100
金属熱処理	一般熱処理			
	浸炭・浸炭窒化・窒化处理			
	高周波・炎熱処理			
金属プレス加工	金属プレス			

産業車両整備	産業車両整備		
プラスチック成形	射出成形		
	真空成形		
とび	とび		
築炉	築炉		
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事		
	シーリング防水工事		
化学分析	化学分析		
塗装	建築塗装		
	金属塗装		
	噴霧塗装		
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作	令和7年8月31日(日)	15,100
粉末冶金	成形・再圧縮		18,200
機械加工	普通旋盤		
	数値制御旋盤		
	フライス盤		
	数値制御フライス盤		
	平面研削盤		
	円筒研削盤		
	心無し研削盤		
	ボブ盤		
鉄工	製缶		
	構造物鉄工		
めっき	電気めっき		
ダイカスト	コールドチャンバダイカスト		
電子機器組立て	電子機器組立て		
建設機械整備	建設機械整備		
家具製作	家具手加工		
建具製作	木製建具手加工		
	木製建具機械加工		
印刷	オフセット印刷		
左官	左官		
畳製作	畳製作		
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事		
	化粧フィルム工事		
貴金属装身具製作	貴金属装身具製作		
写真	肖像写真デジタル	令和7年9月3日(水)	
園芸装飾	室内園芸装飾	令和7年9月7日(日)	

鋳造	鋳鉄鋳物鋳造		
	非鉄金属鋳物鋳造		
非接触除去加工	数値制御形彫り放電加工		
	ワイヤ放電加工		
	レーザー加工		
建築板金	内外装板金		
	ダクト板金		
工場板金	曲げ板金		
仕上げ	治工具仕上げ		
	金型仕上げ		
	機械組立仕上げ		
切削工具研削	工作機械用切削工具研削		
電気機器組立て	回転電機組立て		
	変圧器組立て		
	配電盤・制御盤組立て		
	開閉制御器具組立て		
	回転電機巻線制作		
鉄道車両製造・整備	機器ぎ装		
	内部ぎ装		
	配管ぎ装		
	電気ぎ装		
石材施工	石張り		
酒造	清酒製造		
ブロック建築	コンクリートブロック工事		
タイル張り	タイル張り		
表装	表具		
	壁装		
フラワー装飾	フラワー装飾		

2 3級

検定職種	作業	学科試験日	受検手数料(円)	
			実技試験	学科試験
機械検査	機械検査	令和7年7月13日(日)	15,100	3,100
			(6,100)	
			「10,600」	
			【10,100】	
			<2,900>	
『5,600』				
園芸装飾	室内園芸装飾		18,200	
造園	造園工事		(9,200)	
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造		「13,700」	

機械加工	普通旋盤	令和7年8月24日(日)	【12,100】 <3,100> 『7,600』	
	数値制御旋盤			
	フライス盤			
	マシニングセンタ			
仕上げ	機械組立仕上げ			
電子機器組立て	電子機器組立て			
シーケンス制御	シーケンス制御			
建築大工	大工工事			
左官	左官			
ブロック建築	コンクリートブロック工事			
化学分析	化学分析			
塗装	金属塗装			
フラワー装飾	フラワー装飾			
金属熱処理	一般熱処理			
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理			
	高周波・炎熱処理			

- (注1) 受検手数料欄の()内は、実技試験実施日が属する年度の4月1日において23歳未満であって、雇用保険被保険者が受検申請をする際の手数料である。
- (注2) 受検手数料欄の「 」内は、実技試験実施日が属する年度の4月1日において23歳未満であって、雇用保険未加入者が受検申請をする際の手数料である。
- (注3) 受検手数料欄の【 】内は、高等学校、専門学校等の在校生(以下「在校生」という。)が受検する場合の手数料である。
- (注4) 受検手数料欄の< >内は、実技試験実施日が属する年度の4月1日において23歳未満であって、雇用保険被保険者かつ在校生が受検申請をする際の手数料である。
- (注5) 受検手数料欄の『 』内は、実技試験実施日が属する年度の4月1日において23歳未満であって、雇用保険未加入者かつ在校生が受検申請をする際の手数料である。

3 単一等級

検定職種	作業	学科試験日	受検手数料(円)	
			実技試験	学科試験
製麺	手延べ干し麺製造	令和7年8月24日(日)	18,200	3,100
産業洗浄	高圧洗浄			
枠組壁建築	枠組壁工事	令和7年9月7日(日)		
塗料調色	調色			



兵庫県告示第126号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、令和7年度随時実施の2級、3級及び基礎級技能検定を次のとおり実施する。

令和7年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 試験日程及び実施職種

別表の検定職種について、令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)までの間において、兵庫

県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が別途指定する日に行う。

2 試験場所

協会から受検者に対して別途通知する。

3 受検資格

職業能力開発促進法第45条に規定する者であること。

（注1）随時2級は、基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「旧規則」という。）第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定及び当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとする。

（注2）随時3級は、基礎級又は旧規則第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定に合格した者に限り受けることができるものとする。

（注3）基礎級は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第1項に規定する技能実習生に限り受けることができるものとする。

4 受検手続

(1) 提出書類

ア 受検申請書

受検申請書は、協会において配布する。

イ 旧規則第65条の規定により学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 受付期間

原則として、技能検定試験の受検を希望する時期の30日前まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）

(3) 提出先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番30号（兵庫勤労福祉センター1階）

協会

(4) 手数料

ア 別表の受検手数料の欄に掲げる額を協会が指定する方法により納付すること。

なお、受検申請受付後は原則、返還しない。

イ 学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

5 合格者の発表等

合格発表は、兵庫県知事名の合格証書の交付をもって行う。

このほか、随時2級及び3級の技能検定合格者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

なお、電話による合否の回答は行わない。

6 受検についての問合せ先

(1) 兵庫県産業労働部能力開発課

電話（078）362-3369

(2) 協会

電話（078）371-2091

別表

検定職種	受検手数料（円）	
	実技試験	学科試験
機械検査、婦人子供服製造	15,100	3,100
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装	18,200	



兵庫県告示第127号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を令和7年2月19日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

令和7年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 事業名
農地整備事業（経営体育成型）
- 2 地区名
乙河内地区
- 3 縦覧の期間
令和7年3月4日から同月24日まで
- 4 縦覧の場所
 - (1) 丹波市役所（縦覧期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - (2) 兵庫県ホームページ
(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/otokawachi-henkou.html>)



兵庫県告示第128号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和7年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
令和4年8月から令和6年3月まで
- (3) 成果の名称

- 南あわじ市阿那賀12地区（阿那賀の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市阿那賀の一部
- (5) 認証年月日
令和7年2月14日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
淡路市
- (2) 調査を行った期間
令和3年8月から令和5年3月まで
- (3) 成果の名称
淡路市生穂3の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
淡路市生穂
- (5) 認証年月日
令和7年2月14日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
多可郡多可町
- (2) 調査を行った期間
平成30年5月から令和3年3月まで
- (3) 成果の名称
多可町（八千代区中野間（山林）の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
多可郡多可町八千代区中野間の一部
- (5) 認証年月日
令和7年2月14日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
多可郡多可町
- (2) 調査を行った期間
令和2年4月から令和4年3月まで
- (3) 成果の名称
多可町（八千代区下野間（山林）の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
多可郡多可町八千代区下野間の一部
- (5) 認証年月日
令和7年2月14日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
多可郡多可町
- (2) 調査を行った期間
令和2年4月から令和5年3月まで
- (3) 成果の名称
多可町（八千代区中野間の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
多可郡多可町八千代区中野間の一部
- (5) 認証年月日
令和7年2月14日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
神崎郡福崎町
- (2) 調査を行った期間
平成24年8月から平成29年2月まで
- (3) 成果の名称

福崎町田口の一部（田口121-B）の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

神崎郡福崎町田口の一部

(5) 認証年月日

令和7年2月14日

7 (1) 調査を行った者の名称

美方郡新温泉町

(2) 調査を行った期間

令和2年6月から令和6年3月まで

(3) 成果の名称

新温泉町（浜坂202）の地籍図及び地籍簿（20202858602地区）

(4) 調査を行った地域

美方郡新温泉町浜坂の一部

(5) 認証年月日

令和7年2月14日



兵庫県告示第129号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和7年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市日高町上郷字朝間ヶ嶽116の1、116の7

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和7年3月4日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 482号	美方郡香美町小代区野間谷41番1から 同郡同町小代区忠宮51番1まで	旧	6.0から 20.0まで	1,438.0	
		新	6.0から 20.0まで 10.0から 40.0まで	1,438.0 1,266.0	予定地



兵庫県告示第131号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
金屋(2)	美方郡	新温泉町	金屋	岩	31番の一部、39番1、39番2、43番1の一部、300番1の一部
				大八屋	47番1の一部、48番1、50番、51番、53番1、54番、55番、59番、60番1の一部
				大八屋谷口	301番1から301番3までの各一部
				大八屋西	302番1の一部



兵庫県告示第132号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
芦屋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）下水道事業 芦屋市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和30年4月1日から令和7年3月31日まで
変更後 昭和30年4月1日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

兵庫県告示第133号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、龍野IC周辺地区土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

令和7年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
 組 合 の 名 称 龍野IC周辺地区土地区画整理組合
 事務所の所在地 たつの市龍野町大道273番地（大道公民館内）
 設立認可の年月日 令和6年12月20日
- 2 届け出の内容

	氏 名	住 所
理 事 長	内 海 忠 之	たつの市龍野町大道234番地 1
副理事長	山 根 稔	同 市同 町大道282番地
同	福 水 重 明	同 市同 町四箇123番地
理 事	石 野 弘 志	同 市同 町四箇43番地
同	石 原 和 弥	同 市同 町四箇104番地 2
同	内 海 賢次郎	同 市同 町大道249番地
同	眞 殿 利 晴	同 市同 町大道280番地
同	眞 殿 雅 彦	同 市同 町大道112番地 3

兵庫県告示第134号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定めた兵庫県土地利用基本計画を変更したので、当該変更に係る図書を兵庫県まちづくり部都市計画課、各県民局土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和7年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 変更に係る事項
 兵庫県土地利用基本計画図の一部の変更
- 2 変更に係る区域

地域名	変更に係る市町
農業地域	三木市、丹波市の各一部
森林地域	神戸市、宝塚市、三田市、姫路市の各一部

兵庫県告示第135号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和7年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

指 定 番 号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第R06但馬位置 0003号	7.2.17	豊岡市正法寺字センガイ302番47の一部、 同 市正法寺字谷田山385番2の一部	6.00	30.22

公 告

寄附者の顕彰

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

令和7年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 氏名及び住所

橋本智子	宝塚市
安井仲雄	芦屋市
公益財団法人伊藤文化財団	神戸市灘区
レーザーテック株式会社	横浜市

2 功績内容

兵庫県政の推進のため、私財を寄附し功績顕著である。



特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和7年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
前田石油株式会社	西宮市松生町12-7	令和6年12月31日



特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和7年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
福田剛之（北陽石油）	豊岡市竹野町竹野2840-1	令和6年12月31日



特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和7年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社小河石油	たつの市揖西町清水新164	令和7年1月1日



落札者等の公示

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年3月4日

契約担当者

兵庫県川西子ども家庭センター所長 山元浩司

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県庁WANパソコンのリース（賃貸借） 17台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県川西子ども家庭センター 川西市火打1丁目12番16号キセラ川西プラザ3階
- 3 落札者を決定した日
令和7年2月10日
- 4 落札者の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社神戸営業所 神戸市中央区御幸通8丁目6番1号
- 5 落札金額
50,490円（月額・税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和7年1月28日



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和7年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称（仮称）マックスバリュ稲美店
所在地 加古郡稲美町六分一字百丁歩1362番地50ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
キング醸造株式会社	加古郡稲美町蛸草321番地	大西浩介
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口普

外未定1者
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年10月13日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,573平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
112台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
74台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

81平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

37.3立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 開店時刻 閉店時刻
 午前7時 翌午前0時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前6時30分から翌午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
 出入口2箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

令和7年2月12日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
 兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
 令和7年3月4日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
 令和7年7月4日
- (2) 提出先
 兵庫県まちづくり部都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和7年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定に基づき指定した公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

令和7年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 試験日及び時間

- (1) 二級建築士
 学科の試験 令和7年7月6日（日）
 午前10時10分から午後1時10分まで（3時間） 学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規）
 午後2時20分から午後5時20分まで（3時間） 学科Ⅲ（建築構造）及び学科Ⅳ（建築施工）
- 設計製図の試験 令和7年9月14日（日）
 午前11時から午後4時まで（5時間）
- (2) 木造建築士
 学科の試験 令和7年7月27日（日）
 午前10時10分から午後1時10分まで（3時間） 学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規）
 午後2時20分から午後5時20分まで（3時間） 学科Ⅲ（建築構造）及び学科Ⅳ（建築施工）

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町古宮七丁目665番1の一部、665番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
明石市小久保三丁目18番地の26
株式会社ヨシカワ 代表取締役 吉川尚孝
- 3 許可年月日及び許可番号
令和6年4月18日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-2号（6播磨）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市伊保港町一丁目1588番8、1588番12、1589番1、1591番1、1595番、1599番3、1599番4、1603番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市米田町島2番地
ヤング開発株式会社 代表取締役 伊藤勝之
- 3 許可年月日及び許可番号
令和6年12月5日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-4-2号（6高砂）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定するとともに、既に指定した施設に関し指定の取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年3月4日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永田秀一

- 1 病院及び介護老人保健施設の表神戸市の項中

「

医療法人 神戸健康共和会 東神戸病院	同 市東灘区住吉本町1丁目24-13
--------------------	--------------------

を

」

「

医療法人 神戸健康共和会 東神戸病院	同 市東灘区住吉本町1丁目24-13
社会福祉法人平成記念会 サポートハウスココロネ住吉	同 市東灘区住吉山手7丁目1-1

」

に、西宮市の項中

「

医療法人 内海慈仁会 有馬病院	同 市山口町下山口1637-5
坂上田病院	同 市津門仁辺町6-25

」

を

「

医療法人 内海慈仁会 有馬病院	同 市山口町下山口1637-5
-----------------	-----------------

」

に、赤穂市の項中

「

赤穂市立介護老人保健施設	同 市中広1092
--------------	-----------

」

を

「

赤穂市立介護老人保健施設	同 市中広1092
特定医療法人千水会 赤穂仁泉病院	同 市浜市408

」

に改める。

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

ラヴィーレ神戸垂水	同 市垂水区名谷町猿倉285
-----------	----------------

」

を

「

ラヴィーレ神戸垂水	同 市垂水区名谷町猿倉285
チャームスイート神戸垂水	同 市垂水区宮本町1-29

」

に、姫路市の項中

「

ケアハウス ネバーランド	同 市船津町5271-16
特別養護老人ホーム 志深の苑	同 市御国野町深志野1430

」

を

「

ケアハウス ネバーランド	同 市船津町5271-16
--------------	---------------

」

に、西宮市の項中

「

	介護付有料老人ホーム チャームスイート 仁川	同 市仁川町4丁目2-30
--	---------------------------	---------------

」

を

「

	介護付有料老人ホーム チャームスイート 仁川	同 市仁川町4丁目2-30
	介護付有料老人ホーム Le MONDO	同 市若山町8-17

」

に改める。

3 身体障害者支援施設及び保健施設の表西宮市の項中

「

西宮市	社会福祉法人 阪神福祉事業団 ななく さ厚生院	同 市山口町下山口1650-36
	社会福祉法人 尼崎武庫川園 カトレア の園	同 市田近野町7-32

」

を

「

西宮市	社会福祉法人 尼崎武庫川園 カトレア の園	同 市田近野町7-32
-----	--------------------------	-------------

」

に、相生市の項中

「

相生市	身体障害者療護施設 みどり荘	相生市若狭野町雨内字芋谷800-141
-----	----------------	---------------------

」

を

「

相生市	障害者支援施設 みどり荘	相生市若狭野町雨内字芋谷800-141
-----	--------------	---------------------

」

に改める。